

地域包括支援センター全体評価(令和5年度)

議事3

R5年4月時点

評価項目		評価視点	コロナ前 基準	令和4年度 基準	令和4年度実績報告・令和5年度活動にあたっての 留意点	令和5年度 新基準	変更
1 運営事務関係	① 3職種その他の職員の職務及び連携	・高齢者の様々な相談に対し、各専門職の特性に応じチームアプローチを実施している。	-	-		-	
		・センターの年間計画や目標を職員が共有し、センター長(又は管理者)が、業務評価を基準以上の回数実施している。	2回	2回		2回	
		・地域包括支援センターの職員証を常時携帯し、市の委託を受けて活動していることを明示している。	-	-		-	
	② 中立・公正の確保	・中立・公正の確保の重要性について理解し、サービスの紹介では特定の事業所だけでなく複数の事業所を提示し、利用者が選択できるようにしている。	-	-		-	
		・介護予防サービスにおける、同一法人の事業所利用率が基準以下である。 各サービスのうち最も高い率が○、50～69%…△、70%以上…×	50%未満	50%未満		50%未満	
		・センターを母体法人敷地外に設置…○、同一法人施設から独立した施設に設置…△、それ以外…×	-	-		-	
	③ 市との連携等	・緊急時や重大事案の発生等の際には、遅滞無く市(「区役所及び介護保険課、高齢福祉課を含む」以下同じ)への必要な報告を行っている。	-	-		-	
		・市からの照会や定期報告について、期限内の回答を行っている。	-	-		-	
	④ 業務改善への取り組み	・市からの指導等に基づく業務の改善とともに、日頃の業務での気づき、利用者や家族からの要望・意見等を記録し、必要に応じてセンターの運営に反映し、改善させている。	-	-		-	
	⑤ 職員の育成	・国・県他、関係機関の研修には基準以上の回数参加し、研修内容についてセンターの職員に共有・報告している。 (※市(高齢福祉課・介護保険課・区福祉課)の開催する研修には必ず参加。)	2回	2回	市(高齢福祉課・介護保険課・区福祉課)を除く、国や県等が開催する研修の種類(回数)を計上すること。参加職員数ではない。	2回	
⑥ 職員のケア	・職員のメンタルケアに関する相談体制が整備されている。	-	-		-		
⑦ 24時間の連絡体制	・夜間や休日の電話は、携帯電話に転送されるなど、24時間の連絡体制が確保されている。	-	-		-		
⑧ 地域運営協議会の開催	・自治会などの地域団体の関係者のほか、医療機関関係者やサービス事業所等関係者を構成員として、基準以上の回数開催している。	4回	4回	ICTの活用等オンライン開催による開催も含める。	4回	○	
⑨ 地域全体への地域包括支援センターの周知・浸透	・地域における会議や催しなどへ基準以上の回数参加し、地域包括支援センターの活動内容を周知・広報している。	12回	-	単なる会議・催しへの参加回数ではなく、地域包括支援センターの活動内容を具体的に紹介している回数を計上すること。	12回	○	
	・センターの活動状況に関する広報(広報誌やチラシ、WEB等)を基準以上の回数行っている。	4回	4回	WEBについては、催し等の情報発信の回数を計上すること。	4回		
⑩ 個人情報の取り扱いについて	・個人情報の取り扱いについて規則等を定め、個人情報の漏洩・消失・棄損及び改ざん防止等の個人情報の適正管理のための措置(個人情報を取り扱うパソコンについてはインターネット回線から分離や鍵付キャビネットの使用)を講じている。	-	-		-		
	・利用者及びその家族から利用計画等に係る文書等の開示を求められた時は、適切な情報の開示や説明を行っている。	-	-		-		
2 介護予防ケアマネジメント	① 介護予防の目的を意識した特定高齢者へのケアマネジメント	・常に自立支援を意識しながら、利用者の状況に応じたケアマネジメントを行っている。	-	-		-	
		・くまもと元気くらぶや健康サロン等の住民主体の通いの場について新規の立ち上げ支援や継続運営の支援を行っている。	2件	-		-	○
		・高齢者を既存の通いの場(新規の立ち上げ分を除く。)や短期集中予防サービスに基準以上の人数つなげている。	三職種数(定員)×3人	-	2022年度に既存の通いの場につなげた人数を計上すること。(前年度以前の人数は除く。)	三職種数(定員)×3人	○
3 総合相談支援業務	① 地域におけるネットワーク構築	・積極的に地域へ赴き、地域ニーズの掘り起こし(地域等が主催する会議への出席等)や相談を受ける活動(地域のイベント等での出張相談会等)を基準以上の回数行っている。	4回	-	単なる催しへの参加だけでなく、地域ニーズの掘り起こしや相談を受けることを目的に参加した活動の回数を計上すること。	4回	○
		・サービス提供機関や専門相談機関等のマップ作成等により活用可能な機関、団体等の把握を行っている。	-	-		-	
		・認知症や介護予防に関する講座の実施等、地域の人材確保に資する活動を基準以上の回数開催している。	2回	-		2回	○
	② 高齢者見守り事業	・民生委員と情報共有を図りながら、市が指示する者への戸別訪問を行い、心身の状況や家族の状況等の把握を概ね計画どおり実施している。	-	-		-	
・定期的な見守りが必要な者には、訪問や電話連絡等、対象者の状態に応じた方法で継続的に状況を把握し、必要に応じて適切な支援を実施している。		-	-		-		
③ 総合相談支援業務	・相談内容に即した適切な情報提供・関係機関の紹介を行うほか、必要に応じて個別支援計画を策定の上、適切なサービスや制度につなげている。	-	-		-		
	・支援を要する者の状態に応じて継続的支援を行い、ケースの支援状況に対する検証や情報共有を概ね月1回程度行っている。	-	-		-		
④ メディカルネットワークの活用	・くまもとメディカルネットワークの参加同意取得を基準以上の回数行っている。		3件		3件		

地域包括支援センター全体評価(令和5年度)

議事3

R5年4月時点

評価項目		評価視点	コロナ前 基準	令和4年度 基準	令和4年度実績報告・令和5年度活動にあたっての 留意点	令和5年度 新基準	変更
4 権利擁護業務	① 成年後見制度の活用	・成年後見制度の利用が必要な場合、制度の利用に繋いでいる。	-	-		-	
		・市や関係機関と連携し、成年後見制度を幅広く普及させるための広報等の取り組みを基準以上の回数行っている。	1回	1回		1回	
	② 老人福祉施設等への措置	・老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と認められるケースは、市に当該高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求めている。	-	-		-	
		・虐待の事例を把握した場合は、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認し、適切な対応を行っている。	-	-		-	
	③ 高齢者虐待への対応	・地域の関係機関と虐待防止ネットワークを構築しており、課題発生時にはケース会議を開催している。	-	-		-	
		・複合的に課題が存在している場合や、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握したときには、関係機関と連携し、対応している。	-	-		-	
④ 困難事例への対応	・認知症高齢者の情報を把握した場合、「熊本市認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業」の登録に繋げている。	-	-		-		
⑤ 認知症高齢者への対応	・消費者被害を未然に防止するため、消費生活センター等との定期的な情報交換や、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等への情報提供を基準以上の回数行っている。	1回	1回		1回		
5 包括的・継続的支援業務	① 地域の介護支援専門員と関係機関等との連携支援	・地域の介護支援専門員と医療機関等の関係機関との意見交換会や個別の連絡会を基準以上の回数開催するなど、介護支援専門員と関係機関の連携を支援している。	4回	4回	地域の介護支援専門員に参加を呼びかけ、医療機関等の関係機関との連携を促すことを目的とした取組の回数を計上すること。(オンライン開催を含む。単に介護支援専門員が参加しただけの会議、研修等は除く。)	4回	
		・地域の介護支援専門員が、地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動等、地域の様々な社会資源を活用できるような取り組みを基準以上の回数行っている。	1回	1回	地域の介護支援専門員に参加を呼びかけ、ささりあ等有する地域の社会資源の情報を共有化・活用に向けた取組の回数を計上すること。	1回	
		・介護支援専門員相互の情報交換を行う場(研修会・事例検討会等)を基準以上の回数設定する等、介護支援専門員のネットワーク構築を支援している。	2回	2回		2回	
	② 地域ケア会議の開催	・地域の介護支援専門員に対する自立支援型ケアマネジメントの普及を目的とした自立支援型地域ケア会議を基準以上の回数行っている。	12ケース	12ケース	各ささりあで開催した自立支援型地域ケア会議のケース数を計上すること。	10~14 ケース ※圏域の居宅数による	○
		・個別課題の解決に向けた課題検討型地域ケア会議(事後のモニタリングを含む。)を基準以上の回数行っている。	2回	2回	困難事例の対応を検討するための関係者会議を含め計上すること。	2回	
		・地域ケア会議を通じた課題分析等を積み重ね、市に地域の共通課題や取組に関する報告・提案を基準以上の回数行っている。	1回	1回	単に口頭で意見・要望等を伝えるのではなく、地域課題と解決に向けた具体的な取組を報告・提案している回数を計上すること。	1回	
	③ 地域の介護支援専門員への個別支援・相談	・管内の介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握している。	-	-		-	
		・地域の介護支援専門員に対する個別の相談窓口として、専門的見地からケアプラン作成技術等の積極的な支援を行っている。	-	-		-	
		・関係機関とも連携の上、事例検討会や研修の実施、制度や施策等に関する情報提供を基準以上の回数行っている。	1回	1回	地域の介護支援専門員の個別支援・相談につながるような具体的な取組の回数を計上すること。	1回	
	④ 在宅高齢者福祉事業に関する支援	・高齢者安心支援事業、高齢者生活援助事業、高齢者介護用品支給事業、高齢者及び障がい者住宅改修助成事業、ひとり暮らし高齢者訪問事業、寝具無料乾燥事業、養護老人ホーム入所措置について必要な制度を活用している。	-	-		-	
・家族等介護者教室(要介護・支援者の家族や周辺住民等向けの介護に関する講座)を基準以上の回数行っている。		2回	1回		2回	○	
6 生活支援 コーディネーター業務	① 生活支援・介護予防サービスの開発及び担い手の養成	・地域に必要な生活支援等サービスの開発を基準以上の件数行っている。	1件	1件	地域支え合い型サービス補助金の対象にこだわらず、移動販売等の民間事業者との連携や、任意の住民団体等によるインフォーマルのサービスを含む。	1件	
		・生活支援等サービスの担い手を養成し、人材リスト化している(介護予防サポーター等を含む)。	5人	-		-	○
	② ニーズとサービスのマッチング	・生活支援等を必要とする人とサービスをマッチングさせている。	-	-		-	
	③ 協議体の設置・運営	・生活支援等サービスの体制整備に向けた協議体を設置し、基準以上の回数開催している。(運営協議会との共催を含む。)	4回	4回	運営協議会と共催した場合の回数も計上する。オンラインによる開催も含める。	4回	○
④ 地域ケア計画の策定・管理	・地域ケア計画を作成し、必要に応じて地域ケア計画を見直し、市に提出を基準以上の回数行っている。	1回	1回	未作成の場合は早急に作成し提出すること。	1回		
7 介護予防 業務	① 指定介護支援予防事業に関する事	・介護予防支援業務の一部委託を行った指定居宅介護支援事業所に対し、適切な評価の上、必要な助言・指導を行っている。	委託ケース数×1回	委託ケース数×1回		委託ケース数×1回	
		・専門職の介護予防支援業務担当数は、基準以下で行っている。	三職種数(定数)×30件	三職種数(定数)×20件		三職種数(定数)×20件	
計							

*色がけの項目は評価点数が2倍

その他加点

評価項目	内容
先進的取り組み・市との連携・協働	地域包括支援センター業務(生活支援コーディネーター業務を含む。)の中で、地域包括ケアの深化・推進や自立支援型ケアの理念の普及、他のセンターの参考となる先進的・効果的な取り組み、市施策に対する積極的な参画・協力を行った場合
先進的取り組みの共有	各種研修やセミナー等で他のセンター等の参考となる先進的・効果的な取り組み・手法に関する事例発表や他のセンターに対する助言等を行った場合